

民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理 パブリック・コメント回答用紙

氏名又は名称：ISDA(International Swaps and Derivatives Association, Inc.)

論点	意見
第13 債権譲渡	
2 債権譲渡の対抗要件（民法第467条）	
(1) 総論及び第三者対抗要件の見直し	後述の更改に関する項目(第19) 参照。
第18 相殺	
4 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第511条）	
(4) 相殺予約の効力	現在使用されている各与信取引に関する契約の期限の利益喪失条項は、相殺予約の有効性を根拠に規定されており、また実務上の与信管理等も同様の前提で行なわれている。相殺予約の効力については、制限をすることの実務上のネガティブな影響の大きさを十分に考慮して頂きたい。
第19 更改	

<p>2 更改による当事者の交替の制度の要否（民法第514条から第516条まで）</p>	<p>実務上、更改の規定を根拠にする取引は多くない。同様の機能を債権譲渡、免責的債務引受、契約上の地位の譲渡によって処理している。むしろ更改の規定が存在することで、更改に該当してしまう（原債務が消滅してしまう）可能性が存在し、かつどの取引が更改に該当するかの基準が不明確であるため、ネガティブな影響が大きい。混乱を避けるため、削除に賛成する。条文がなくとも契約上の工夫で対応可能であると考えられる。</p> <p>こうした類似の機能を担う概念について整理し、明文化することに意義があると思うが、くれぐれも現行制度の下で大きな不都合なく機能している取引の安全や実務上の利便性を損なわないように配慮願いたい。特に、対抗要件やその方式については実務上の事務負担やコスト、改正による混乱の可能性に十分留意して頂きたい。また、競合しあう権利の優先関係の処理についても一義的に帰趨が明らかになる等取引の安全に資するものとなるようお願いしたい。</p>
<p>第21 新たな債権消滅原因に関する法的概念（決済手法の高度化・複雑化への民法上の対応）</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>
<p>2 新たな債権消滅原因となる法的概念に関する規定を設ける場合における第三者との法律関係を明確にするための規定の要否</p>	<p>ファイナリティを確保する必要性はあるが、この点については倒産法制との関係も整備する必要があることから民法による規律にはなじまず、特別法による対応を行うべき。</p>
<p>第24 申込みと承諾</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>
<p>8 隔地者間の契約の成立時期</p>	<p>この点については、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第4条により、事実上相当程度の隔地者間の取引については到達主義が採用され、実務が運用されている。</p> <p>民法527条については実務上も特に違和感がない。削除する必要性を強く感じない。</p>
<p>第30 意思表示</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>
<p>5 意思表示に関する規定の拡充</p>	<p>後述の事情変更の原則に関する項目(第57) 参照。</p>
<p>第31 不当条項規制</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>
<p>1 不当条項規制の要否、適用対象等</p>	<p>後述の事情変更の原則に関する項目(第57) 参照。</p>

第36 消滅時効	
1 時効期間と起算点	
(1) 原則的な時効期間について	企業トラブルが進行する中で時効を迎えるケースを考えると、時効の短期化は逃げ切り勝ちを助長するものとはなりはしないか。取引健全化を進める金融機関の立場からは見直しに反対。
(3) 時効期間の起算点について	「債権者の認識や権利行使の期待可能性といった主観的事情を考慮する起算点の導入」については反対。時効の起算点は約定の成立時期の問題となるべきところ、主観的事情を許容することにより、そもそもデリバティブ等の金融取引の履行・管理が不安定となる恐れがある。
2 時効障害事由	
(3) 時効の停止事由	現行のままでよいように思う。
第57 事情変更の原則	
1 事情変更の原則の明文化の要否	<p>デリバティブ取引や為替取引は、市場の大きな変動が有り得ることを前提にそのリスクの移転等を行うものであることからすると、事情変更の原則は基本的に適用されないと考えられる。また、そのような契約類型は上記のような市場性取引以外にもあると思われる。</p> <p>不実表示、不当条項規制、事情変更の原則等は、有効に成立したはずの取引について事後的な取消や内容の変更・解除を認めるものである。当事者の合意の枠外にある強行法規を根拠とする事後的な取消、契約内容の変更の可能性は、海外からは日本人・企業と取引するに当たっての不確実性、リスクの増加と受けとられ、より自らに有利な条件でなければ日本人・企業との取引には応じないとの動きにつながる恐れもある。海外からの認識という点にも配慮した議論がなされることを期待する。具体的には、ホールセール・マーケット取引とリテール・マーケット取引を区別し、前者への適用に当たっては任意規定とし、当事者の合意によりリスクの切り分け及び分担ができるようにしたい。</p>